

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 他）

（親事業者、同業他社、仕入業者、外注など当社の事業に関する各位との連携を大切にし、強固で継続的な協力関係を育成、維持してゆきます。）

b. IT 実装支援

（当社の規模、実情に合ったレベルの物を常に精査し、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等を可能な限り導入してゆきます。）

c. グリーン化の取組

（今後の事業運営に不可欠と判断し脱・低炭素化技術、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等を、前向きに推進してゆきます。）

d. 健康経営に関する取組

（健康増進施策の実施、外注開拓による社会貢献 等）

（従業員がやりがいをもって長期間 仕事に従事できる様、健康増進の取組を推進します。労使双方の合意があれば 70 歳までの現役勤務を目標とし進めてゆきます。）

又、65～70 歳前後のリタイヤ組を対象に、外注拠点設立と軽作業委託を行い、内職作業集団の増強に努めます。

従事者の健康維持に貢献すべく、コミュニティーの場の提供（働き続ける事によるアンチエイジング、人と接する事での脱孤立化）、副収入を得てもらう事（年金以外の収入）、を両立させ、地域におけるシルバー人材活用を通じ社会への貢献を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

又、外注者に対する工賃については、従来の安価な内職工賃を押し付ける事をせず、最低賃金を上回る基準にしたベースで算出し、作業者への対価はやりがいを持って仕事が継続できるようなレベルになるよう努力します。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、親事業者に対して型の無償保管要請を行わない様に交渉し、下請事業者に対しても要請しません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、電子記録債権、回り手形を含み、支払サイトを60日以内とします。

また、割引料等を下請事業者の負担としません。

将来的には約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（ファイティ・ファイティ）”とする。

令和7年5月13日

森栄株式会社
企 業 名

代表取締役 柿山 了造
役職・氏名（代表権を有する者）